大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人 大阪市民病院機構評価委員会 委員長 西田 俊朗

意 見 書

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例(平成25年12月16日条例第149号)第2条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則(平成26年9月30日規則第192号)第8条の規定に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務実績に係る大阪市長の評価に対する本評価委員会の意見は、下記の通りである。

記

地方独立行政法人大阪市民病院機構の令和5事業年度の業務実績に係る大阪市長の 評価について、異論はありません。

なお、評価委員会にて、次年度以降の評価等について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

(1) 【評価番号3】 小児医療(総合医療センター) について

評価方針の基準に基づきⅡ評価とした市長の評価が妥当と判断する。単一の指標であるが、法人が掲げた目標指標に対しての実績を評価せざるをえない。なお、目標指標の設定にあたっては、今後、十分に検討されたい。

- (2)【評価番号6】結核医療(十三市民病院)について 令和5年度の目標値を設定していないことや年度途中の再開であることから評価 不能とした市長の評価が妥当と判断する。
- (3) 【評価番号22~26】2経営基盤の安定化について 新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したものの、患者の回復状況が厳しい中で、 当期純損益が黒字であることは評価できる。
- (4) 令和5事業年度の業務実績に関する評価結果について 業務の改善や効率化だけではなく、市民の健康の維持・増進に貢献する病院として、 持続可能な経営の確保が重要である。